

(答申第26号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成25年1月25日付けで、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

平成21年2月23日以前のもので、請求人が〇〇警察署へ訴えた件の経緯が分かる資料に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件保有個人情報が記載された公文書は警察安全相談取扱要綱（平成13年5月1日付け総第187号。以下「要綱」という。）に基づき作成される警察安全相談受理及び処理票（以下「処理票」という。）と特定したが、本件開示請求に係る処理票（以下「本件請求対象公文書」という。）は保存期間が満了し、廃棄されていることから、不存在を理由とする個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成25年2月6日付けで、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条の規定に基づき、平成25年2月26日付けで、本件審査請求に対する裁決について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張する審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) ○○警察署に訴えた件は平成14年から訴え続けている犯罪に関するものである。
- (2) 現在も悪質極まりない犯罪が続行中であり廃棄等はありません。本当に廃棄されたのか、確認して欲しい。
- (3) 別の事案に係る審査請求において廃棄しないようお願いしている。

第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

1 相談業務について

警察が行う相談業務は、県民生活の安全に関する相談に応じ、防犯的見地その他の警察目的から、個々の事案の解決又は解決への支援を行い、相談の事案の解決等を通じて警察の責務の的確な遂行と警察運営に資するための警察の業務であり、要綱に基づき処理されるものである。

そして、相談を受理したときは、処理票を作成することとされている。

2 本件開示請求の経緯について

請求人は、本件開示請求と同時期に、○○警察署に訴えている件の経緯が分かる資料についての個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。実施機関は、別件開示請求に対し、現在も案件として継続している平成21年2月23日付け以降の処理票を含む請求人が提出した書類を公文書として特定し、個人情報部分開示決定を行ったところ、請求人は同日付け以前の処理票について確認するため本件開示請求に至ったものである。

3 本件処分の妥当性について

岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号。以下「訓令」という。）第35条第1項に基づき設定された文書保存期間基準表により処理票を編てつした警察安全相談受理簿の保存期間は3年と規定され、また、同条第2項により、保存期間は事案の処理が完結した日の属する年の翌年1月1日から起算すると規定されている。

本件開示請求の対象とされている相談事案（以下「本件事案」という。）については、平成19年1月11日に、○○警察署から請求人に対し、当該事案は刑事事件にならないことを説明したことをもって、事案の処理が完了している。

そして、本件請求対象公文書は、○○警察署において、平成20年1月1日から平成22年12月31日までの3年間保存され、平成23年1月1日をもって、保存期間が経過したものである。

実施機関が○○警察署に対し本件請求対象公文書の存否を確認したところ、訓令及び要

綱に基づき保存した後、保存期間経過により廃棄されたことを確認している。

よって、本件請求対象公文書は存在せず、不存在を理由として行った本件処分は妥当である。

4 請求人の主張について

請求人は、別の事案に係る審査請求において、本件請求対象公文書を廃棄しないようお願いしている旨を主張するが、当該依頼は保存期間が経過した平成23年2月20日付けで行われたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件保有個人情報を記載した本件請求対象公文書を特定したが、保存期間経過により廃棄したとして、不存在を理由に非開示決定を行っている。

これに対し、請求人は、非開示決定の取消しを求めているので、本件請求対象公文書の不存在を理由とする非開示決定の妥当性について検討する。

2 本件請求対象公文書の存否について

(1) 保存期間の満了について

審査会が確認したところ、本件保有個人情報が記載される処理票については、訓令及び要綱で保存期間が3年であり、保存期間の起算は事案の処理が完了した日の属する年の翌年1月1日と定められていることが認められた。

そして、平成19年1月11日に、〇〇警察署から請求人に本件事案が刑事事件とならずに終了する旨の説明がなされたことに対し、請求人は口頭意見陳述において〇〇警察署から上記説明を受け概ね理解したこと及び提出した資料の一部が返還された旨を発言しており、これをもって実施機関が本件事案の処理を完了した取扱いとしたことに特段の不合理、不自然な点は認められない。

したがって、本件請求対象公文書については、本件事案の処理が完了した日が平成19年1月11日であるとすれば、その翌年である平成20年1月1日から起算して3年後となる平成22年12月31日に保存期間が満了しているものと認められる。

(2) 文書の廃棄について

審査会が実施機関に確認したところ、訓令第38条において「文書の保存期間が経過したときは、・・・速やかに当該文書を廃棄しなければならない」と定められており、本件請求対象公文書については、具体的に廃棄した年月日は不明であるものの、訓令に基づき、保存期間満了後の翌月に廃棄されているとの回答であった。

3 上記のとおり、請求人が本件開示請求を行った時点において、本件請求対象公文書の保存期間は満了しており、当該文書は廃棄されて不存在であるとする実施機関の説明に特段

の不合理、不自然な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、実施機関が本件請求対象公文書の不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成25年2月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年3月21日	実施機関から非開示決定理由説明書を受領した。
平成25年3月26日	審査請求人に非開示決定理由説明書を送付した。
平成25年4月15日	審査請求人から非開示決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成25年4月16日	実施機関に非開示決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成25年5月22日 (第48回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成25年7月3日 (第49回審査会)	実施機関及び審査請求人から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成25年8月2日 (第50回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)